

金沢市障害者向け e スポーツ体験会等事業費補助金交付要綱制定について

制定理由

障害者の社会参加促進対策として、障害者向け e スポーツ体験会等の事業に対する補助金の交付に関し、必要な事項を定める。

金沢市障害者向け e スポーツ体験会等事業費補助金交付要綱を次のように定める。

令和 7 年 4 月 1 日

金沢市長　　村　山　　卓

金沢市障害者向け e スポーツ体験会等事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条　この要綱は、障害者への e スポーツの更なる普及により、障害者の社会参加を促進するため、障害者向け e スポーツ体験会等に係る事業に対する補助金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第 2 条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 障害福祉サービス事業所等　障害福祉サービスに係る事業所のうち別表に掲げるものをいう。

(2) 体験会開催団体　障害者のための e スポーツ体験会等を実施しようとする団体で市長が認めるものをいう。

(3) 障害者向け e スポーツ体験会等事業　障害者の社会参加を目的として、市長が指定するアドバイザーと連携し、障害福祉サービス事業所等の事業者及び体験会開催団体が行う e スポーツの体験会等をいう。

(補助金の交付)

第 3 条　補助金は、障害者向け e スポーツ体験会等事業を行う、障害福祉サービス事業所等の事業者及び体験会開催団体に対して、毎年度予算の範囲内で交付する。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「対象経費」という。）は、eスポーツ体験会等事業に要する経費として市長が認めるものとする。

（補助金の額）

第5条 補助金の額は対象経費の額に4分の3を乗じて得た額（この額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、その額は75,000円を超えないものとする。

（適用除外）

第6条 補助金は、当該障害者向けeスポーツ体験会等事業に関し、過去にこの要綱の規定による補助金の交付又は本市の他の補助制度による補助金その他これに準ずるものとの交付を受けた障害福祉サービス事業所等の事業者又は体験会開催団体に対しては、交付しない。

（雑則）

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年度分からの補助金について適用する。

別表（第2条関係）

区分	サービス種別
障害福祉サービス事業所等	<ul style="list-style-type: none">・療養介護を行う事業所・生活介護を行う事業所・自立訓練（機能訓練・生活訓練）を行う事業所・就労継続支援（A型・B型）を行う事業所・就労移行支援を行う事業所・日中一時支援を行う事業所・地域活動支援センター・児童発達支援を行う事業所・放課後等デイサービスを行う事業所・短期入所（空床型を除く。）を行う事業所・共同生活援助を行う事業所・障害者支援施設

- | | |
|--|--|
| | <ul style="list-style-type: none">・福祉ホーム・障害児入所施設（医療型・福祉型） |
|--|--|